

路外駐車場の手引き

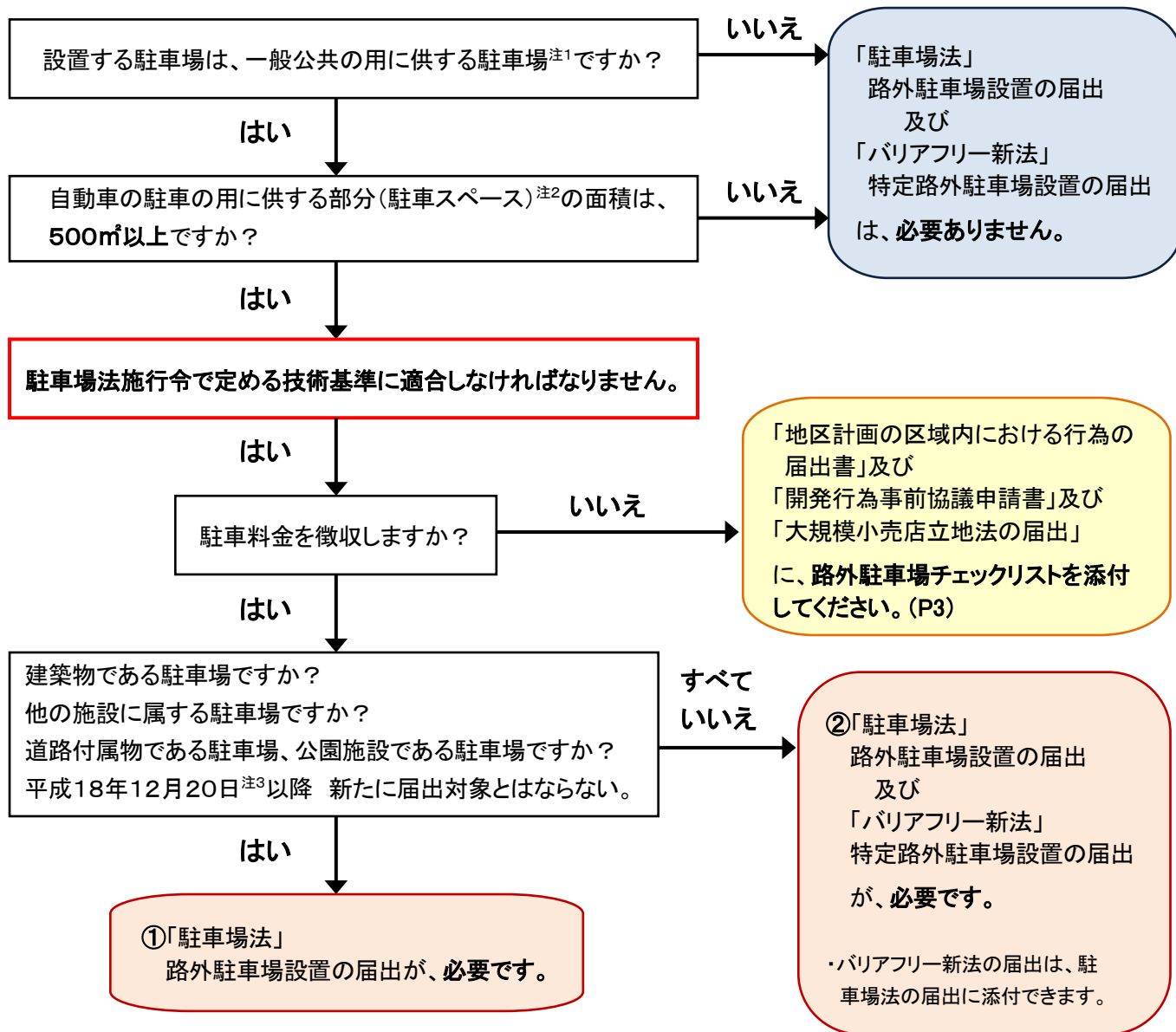
平成28年4月1日適用



昭和町

路外駐車場判断フロー

駐車場法、バリアフリー新法(特定路外駐車場)に基づく届出は、次のフローにより判断してください。



注1 一般公共の用に供する駐車場とは、時間貸し駐車場など、不特定多数が駐車できる施設です。
病院やショッピングセンターの駐車場なども該当します。
月極駐車場や従業員駐車場などは、対象外です。

注2 自動車の駐車のために供する部分とは、駐車スペースだけを指します。車路等のスペースは面積に入りません。

注3 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が、平成18年(2006年)12月20日に施行されました。

※山梨県に駐車場法上の路上駐車場はありません。

路上駐車場とは、駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。

路外駐車場届出書類一覧

チ ェ ッ ク	必 要 書 類			① 駐 車 場 法	② 駐 車 場 法 バリアフリー新法	備 考
☐	設 置 届 出 関 係 （ 工 事 着 手 前 ）	届 出 書	路外駐車場設置(変更)届出書	○	○	P5,6
☐			特定路外駐車場設置(変更)届出書	—	—	判断フロー参照
☐			特定路外駐車場ただし書きに基づく設置(変更)届出書	—	○	P7
☐		添 付 書 類 （ 共 通 ）	位置図(縮尺1/10,000以上の地形図)、住宅地図など	○	○	
☐			平面図(縮尺1/200以上)	○	○	
☐			・路外駐車場の区域 (一般公共の用に供される部分とそれ以外の部分の範囲を表示)	表示	表示	
☐			・出入口、車路、その他の主要な施設 (事務所、料金所、照明装置、警報装置等) (図面にて、技術的基準が遵守されていることを確認できるように明示する。)	表示	表示	
☐			・その他横断歩道橋、学校、橋など政令に定められている周辺道路等の状況	表示	表示	
☐			・路外駐車場車いす使用者駐車施設の位置	—	表示	
☐			・路外駐車場移動等円滑化経路 (図面にて、路外駐車場移動等円滑化基準が遵守されていることを確認できるように明示する。)	—	表示	
☐			路外駐車場の届出図書チェックリスト	○	○	P3
☐			特定路外駐車場の届出チェックリスト	—	○	P4
☐			添 付 書 類 （ 建 築 物 の 場 合 ）	各階平面図(縮尺1/200以上)	○	—
☐		立面図(縮尺1/200以上) [2面以上]		○	—	
☐		断面図(縮尺1/200以上) [2面以上]		○	—	
☐		屈曲部、傾斜部等の詳細図(縮尺1/200以上)		○	—	
☐		建築確認済書の写し		○	—	
☐		大臣認定書の写し(機械式駐車装置の場合)		○	—	
☐		仕様図又は全体組立図(機械式駐車装置の場合)		○	—	
☐	(管理規程 供用開始後10日以内)	管 理 規 程	路外駐車場管理規程届	○	○	P8,9
☐			管理規程(供用時間、駐車料金、損害賠償に関すること等)	○	○	P11～14 参考
☐			建築検査済証の写し(建築物、建築物に付属する駐車場)	○	—	

※各2部提出してください。

- ・路外駐車場廃止（休止・再開）届出書：P8
- ・路外駐車場管理規程一部変更届：P10

路外駐車場チェックリスト

※自動車の駐車のに供する部分（駐車スペース）が500㎡以上で、自家用車庫や月極等の特定者専用駐車場等以外の一般公共の用に供される路外駐車場は、技術基準への適合が必要です。

項 目	設計値	適 合
駐車場の出入口（駐車場法施行令第7条）		
○出入口を設けてはいけない場所		
・交差点	—	
・横断歩道	—	
・自転車横断帯	—	
・踏切又は軌道敷内	—	
・坂の頂上付近又は勾配の急な坂	—	
・トンネル	—	
・交差点の側端又は道路の曲り角から5m以内の部分		
・横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分		
・安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分		
・乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分		
・踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分		
・横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分		
・幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分 (当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、緑石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路の場合は、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。)		
・橋	—	
・幅員が6m未満の道路		
・縦断勾配が10%を超える道路		
・その他（関係法令：_____）		
○自動車交通に配慮		
・前面道路が2以上ある場合は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設ける（歩行者の通行に著しい支障を及ぼす等特別の理由がある場合は、この限りではない。）。 ・駐車スペース面積が6,000㎡以上の場合は、出口と入口とを分離した構造とし、出口と入口の間隔を道路に沿って10m以上とする（緑石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合は、この限りではない。）。 ・自動車の回転を容易にするために必要がある場合は、出入口にすみ切りをする（切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくし、切取長さは1.5m以上とする。）。 ・出口から2m（自動二輪車専用駐車場は1.3m）後退した車路の中心線上1.4mの高さで、道路の中心線に直角に向かって左右60度以上の範囲内において、道路を通行する者の確認が出来る。 ・その他（関係法令：_____）	—	
車路（駐車場法施行令第8条）		
・幅員は5.5m以上とする。一方通行の幅員は3.5m以上とする（駐車料金の徴収施設が設けられており、歩行路と兼用しない部分は2.75m以上とする。）。 自動二輪車専用車路の幅員は3.5m以上とする。一方通行の幅員は2.25m以上とする（駐車料金の徴収施設が設けられており、歩行路と兼用しない部分は1.75m以上とする。）。)		
供用時間等の明示（駐車場法施行令第17条）		
・利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金を明示しなければならない。	—	
※建築物である路外駐車場は、次の規定が定められている。		
車路（駐車場法施行令第8条）		
・はり下の高さは、2.3m以上とする。		
・屈曲部は、内り半径を5m以上にする（自動二輪車専用車路の場合は3.0m以上）。		
・傾斜部の縦断勾配は、17%を超えない。		
・傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	—	
駐車する部分の高さ（駐車場法施行令第9条）		
・はり下の高さは、2.1m以上とする。		
避難階段（駐車場法施行令第10条）		
・直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は、建築基準法施行令に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。	—	
防火区画（駐車場法施行令第11条）		
・給油所等の火災の危険のある施設を附置する場合は、当該施設と駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しなければならない。	—	
換気装置（駐車場法施行令第12条）		
・内部の空気を1時間に10回以上直接外気と交換する能力のある換気装置を設けなければならない（開口部がある場合その面積がその階の床面積の10分の1以上ある場合は、この限りではない。）。)		
照明装置（駐車場法施行令第13条）		
・車路の路面は、10ルクス以上の照度を保つ照明装置を設ける。		
・駐車部分の床面は、2ルクス以上の照度を保つ照明装置を設ける。		
警報装置（駐車場法施行令第14条）		
・自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。	—	
・その他特記すべき事項（_____）		
特殊の装置「大臣認定制度」（駐車場法施行令第15条）		
・機械式駐車装置を用いる場合、国土交通大臣がその装置が技術的基準（施工令第7～14条）の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めるものは、この技術的基準を適用しない（大臣認定書の写しを添付する。）。)	—	

特定路外駐車場の届出について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第11条及び12条、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第2条から第4条関係

- ※ 特定路外駐車場※を設置するときは、車いす使用者用駐車施設を1以上設けるなど、路外駐車場に関するバリアフリー化基準（路外駐車場移動等円滑化基準）に適合させ、あらかじめ、その旨を届け出る必要があります。
- なお、駐車場法第12条の規定による届出をするときは、省令で定める書面（第2号様式）を添付して届け出てください。

特定路外駐車場の届出チェックリスト

項 目	適 合
車いす使用者用駐車施設（省令第2条）	
○幅350cm以上の車いす使用者用駐車施設を1以上設けている。 (箇所)	
○車いす使用者用駐車施設の表示をしている。	
○車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路で、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「移動等円滑化経路」）について、経路の長さができるだけ短くなる位置に設けている。	
移動等円滑化経路（省令第3条）	
○移動等円滑化経路を1以上設けている。 (箇所)	
・移動等円滑化経路上に段を設けていない（傾斜路を併設する場合を除く）。 (段： 無 ・ 有)	
・出入口の幅は、80cm以上ある。 (cm)	
・通路は、幅は120cm以上で、50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設けている。 (cm)	
・段に代わる傾斜路の幅は120cm以上、段に併設する傾斜路の幅は90cm以上ある。 (cm)	
・段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の勾配は、1／12以下となっている。（ただし、高さが16cm以下の場合は、1／8以下） (/ 以下)	
・段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の高さが75cmを超える場合（勾配が1／20以下の場合を除く）、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けている。 (cm)	
・段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の勾配が1／12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1／20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けている。 (勾配 高さ / cm)	
特殊の装置（省令第4条）	
○特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣の認定がある。	

※特定路外駐車場とは、駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう（なお、道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く）。

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

(届出先)
昭和町長様

駐車場管理者 住所
氏名又は名称
及び代表者名
電話番号

印

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称					
2 駐車場の位置					
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル			
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 ^(注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				平方メートル	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
		平方メートル			
		四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
		小計	平方メートル		
		車路等の面積 (B)	平方メートル		
		b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用
特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)				
平方メートル					
四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台				
小計	平方メートル				
それ以外の部分	四輪車専用				平方メートル (駐車台数 台)
特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)				
平方メートル					
四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台				
小計	平方メートル				
車路等の面積 (D)	平方メートル				

		駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
4 構造	イ 建築物である部分				
	ロ 建築物でない部分				
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無			
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定によ る認定の概要	認 定 の 番 号		
			特殊の装置の名称等		
	ロ それ以外の設備				
6 附帯業務のための施設					
7 従 業 員 概 数					
8 供 用 開 始 (予 定) 日					
(注)					
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。					

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。
なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、
路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

移動等の円滑化のために 必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設			台
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

路外駐車場廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

(届出先)

昭 和 町 長 様

路外駐車場管理者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
電 話 番 号

⑩

路外駐車場の廃止（休止・再開）について、駐車場法第14条の規定により次のとおり届け出ます。

1	路外駐車場の名称	
2	路外駐車場の位置	
3	廃止（休止・再開） 理 由	
4	廃止（休止・再開） 年月日	年 月 日
5	台数（全部・一部）	台

(路外駐車場管理規程届)

年 月 日

昭 和 町 長 様

駐車場管理者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
電 話 番 号

⑨

路外駐車場管理規程届

このことについて、駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届け出ます。

(路外駐車場管理規程変更届)

年 月 日

昭 和 町 長 様

駐車場管理者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
電 話 番 号

⑨

路外駐車場管理規程変更届

このことについて、駐車場の管理規程中の を 年 月 日から次（又は別紙）のとおり変更したので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届け出ます。

駐車場管理規程（参考例）

- 1 名 称 ○○○駐車場
所在地 山梨県中巨摩郡昭和町○○○○○
- 2 駐車場管理者
- (1) 所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号
(2) 名 称 ○○○駐車場株式会社
(3) 電 話 ○○○（○○○）○○○○（代表）
(4) 代表者 代表取締役社長○○○○

- 第1章 総則（第1条―第6条）
第2章 利用（第7条―第13条）
第3章 駐車料金及び算定等（第14条―第17条）
第4章 引取りのない車両の措置（第18条―第21条）
第5章 保管責任及び損害賠償（第22条―第26条）
第6章 雑則（第27条）

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日○○時から○○時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

第2章 利用

（駐車場の入出等）

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退居させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時 間 区 分	料 金 の 額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる)につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる)につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金おける駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金

種 類	有 効 時 間	通用期間	料 金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1 カ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。
また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。
また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であつて、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで)、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して)車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

(4) 第5条の規定による営業休止等の措置

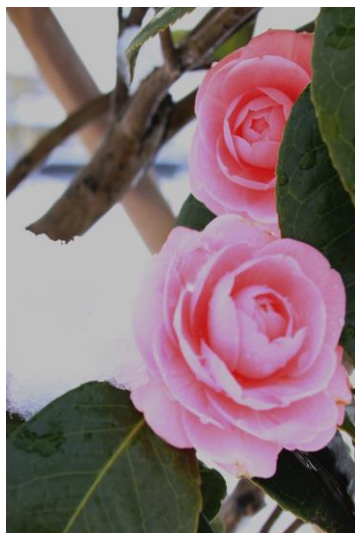
(5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。



● お問い合わせ ●

昭和町役場 都市整備課

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越5 4 2-2

TEL 0 5 5-2 7 5-2 1 1 1 (代)

公式 HP <http://www.town.showa.yamanashi.jp/>